

## その他の技術の評価の見直し②

### ②摂食機能の回復を目的とするもの(舌接触補助床)の位置づけの見直し

通知上、床副子の「著しく困難なもの」の1つに位置づけられている舌接触補助床を新たな項目として位置づける。

### ③その他の処置項目

歯科治療上必要な処置について、診療報酬の歯科点数表に位置付けるとともに、一部の加算等の診療報酬の項目の見直し(残根削合、仮着など)を行う。

(新) 上顎洞洗浄 55点

[通知]

・歯科疾患を原因として発生した上顎洞の炎症等に対して、歯科治療上必要があつて洗浄を行った場合に算定する。

## 接着ブリッジの適応範囲の拡大

改定前	改定後
<p>【歯冠形成】(1歯につき)            注 鑄造冠については、前歯の4分の3冠、前歯の前装鑄造冠及び前歯部の接着ブリッジのための前歯部の支台歯の歯冠形成は、所定点数に490点を加算する。</p> <p>【鑄造歯冠修復】            [通知]            ・接着冠に係る鑄造歯冠修復及び保険医療材料料は、「4分の3冠」に準じて算定する。</p>	<p>【歯冠形成】(1歯につき)            注 <b>金属冠</b>については、前歯の4分の3冠、前歯のレジン前装金属冠及び<b>接着ブリッジのための支台歯の歯冠形成</b>は、所定点数に490点を加算する。</p> <p>【金属歯冠修復】            [通知]            ・接着冠に係る金属歯冠修復及び保険医療材料料は、前歯部については4分の3冠に準じて算定し、<b>臼歯部</b>については<b>5分の4冠に準じて算定</b>する。</p>

# 新規医療技術の保険導入等(歯科)

## 上顎骨形成手術及び下顎骨形成手術の項目の追加

改定前	改定後
【上顎骨形成術】 【下顎骨形成術】	【上顎骨形成術】 3 骨移動を伴う場合 72,900点 【下顎骨形成術】 4 骨移動を伴う場合 54,210点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、先天異常に対して行われた場合に限り算定する。

### [施設基準]

- (1) 歯科口腔外科を標榜している病院であること。
- (2) 上顎骨形成術又は下顎骨形成術を、当該手術に習熟した歯科医師の指導の下に、術者として合わせて5例以上実施した経験を有する常勤の歯科口腔外科の歯科医師(当該診療科について5年以上の経験を有するものに限る。)が1名以上配置されていること。
- (3) 当該保険医療機関において当該手術が5例以上実施されていること。
- (4) 関係学会から示されている指針に基づき、当該手術が適切に実施されていること。

## 歯科ドレーン法の新設

(新) 歯科ドレーン法(ドレナージ)(1日につき) 50点

### [通知]

- (1) 蜂窩織炎や膿瘍形成等、術後に滲出液、血液等の貯留が予想される患者に対して、部位数、交換の有無にかかわらず、歯科治療上必要があつて持続的な吸引を行った場合に、1日につき所定点数により算定し、その他の場合については、区分番号I009に掲げる外科後処置により算定する。
- (2) ドレナージの部位の消毒等の処置料は、所定点数に含まれる。
- (3) ドレーン抜去後に抜去部位の処置が必要な場合は、区分番号I009-2に掲げる創傷処置により手術後の患者に対するものとして算定する。

## 歯冠修復の充填の見直し

改定前	改定後
<p><b>【充填】</b>            充填(1歯につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 単純なもの 100点</li> <li>2 複雑なもの 148点</li> </ul> <p>注 エナメルエッチング法及びエナメルボンディング法に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。</p>	<p><b>【充填】</b>            充填(1歯につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 充填1               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 単純なもの 102点</li> <li>ロ 複雑なもの 152点</li> </ul> </li> <li>2 充填2               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 単純なもの 57点</li> <li>ロ 複雑なもの 105点</li> </ul> </li> </ul> <p>注1 歯質に対する接着性を付与又は向上させるために歯面処理を行う場合は1により、それ以外は2により算定する。</p> <p>注2 充填1の歯面処理に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。</p>

## 広範囲顎骨支持型装置及び広範囲顎骨支持型補綴に関する評価の新設

広範囲顎骨支持型装置とは、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して応用する人工的構造物をいい、広範囲顎骨支持型補綴とは、当該補綴に係る補綴物の印象採得から装着までの一連の行為をいう。

### [通知]

以下のいずれかに該当し、従来のブリッジや有床義歯(顎堤形成後の有床義歯を含む)では咀嚼機能の回復が困難な患者に対して実施した場合に算定できる。

- イ 腫瘍、顎骨骨髓炎、外傷等により、広範囲な顎骨欠損若しくは歯槽骨欠損症例(歯周疾患及び加齢による骨吸収は除く。)又はこれらが骨移植等により再建された症例であること。なお、欠損範囲については、上顎にあっては、連続した3分の1顎程度以上の顎骨欠損症例又は上顎洞若しくは鼻腔への交通が認められる顎骨欠損症例であり、下顎にあっては、連続した3分の1顎程度以上の歯槽骨欠損又は下顎区域切除以上の顎骨欠損であること。
- ロ 医科の保険医療機関(医科歯科併設の保険医療機関にあっては医科診療科)の主治の医師の診断に基づく外胚葉異形成症等の先天性疾患で、連続した3分の1顎程度以上の多数歯欠損又は顎堤形成不全であること。

### [施設基準]

- (1) 歯科又は歯科口腔外科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 当該診療科に係る5年以上の経験および当該療養に係る3年以上の経験を有する常勤の歯科医師が2名以上配置されていること。
- (3) 病院であること。
- (4) 当直体制が整備されていること。
- (5) 医療機器保守管理及び医薬品に係る安全確保のための体制が整備されていること。

# 先進医療の保険導入(歯科)

## 広範囲顎骨支持型装置及び広範囲顎骨支持型補綴に関する評価の新設

- (新) 広範囲顎骨支持型装置埋入手術(1顎一連につき) 【施設基準あり】  
【顎骨内に骨窩を形成してインプラント体を埋入して、アバットメントを連結する為の手術を評価したもの】
- |   |          |         |
|---|----------|---------|
| 1 | 1回法による手術 | 14,500点 |
| 2 | 2回法による手術 |         |
|   | イ 1次手術   | 11,500点 |
|   | ロ 2次手術   | 4,500点  |
- 注 3分の2顎以上の範囲にわたる場合は所定点数に4,000点を加算する。
- (新) 広範囲顎骨支持型補綴 【施設基準あり】  
【広範囲顎骨支持型装置埋入手術後の一連の補綴治療を評価したもの】
- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | ブリッジ形態のもの | 18,000点(3分の1顎につき) |
| 2 | 床義歯形態のもの  | 13,000点(1顎につき)    |
- (新) 広範囲顎骨支持型補綴物管理料 480点 【施設基準あり】  
【広範囲顎骨支持型補綴の治療後の管理を評価したもの】
- (新) 広範囲顎骨支持型補綴診断料 1,800点 【施設基準あり】  
【広範囲顎骨支持型補綴に係る診断を評価したもの】
- (新) 広範囲顎骨支持型補綴物修理 1,200点  
【広範囲顎骨支持型補綴物の修理を評価したもの】

## 広範囲顎骨支持型装置埋入手術

### [通知]

- ・広範囲顎骨支持型装置埋入手術とは、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して応用する人工的構造物（以下「広範囲顎骨支持型装置」という。）のインプラント体（以下「インプラント体」という。）及びアバットメント（以下「アバットメント」という。）について、顎骨内へインプラント体を埋入する手術又はアバットメントを連結するインプラント体上部を露出させるために軟組織（口腔粘膜）の切除等を行う手術をいう。
- ・「1 1回法によるもの」とは、顎骨内に骨窩を形成してインプラント体を埋入して、アバットメントを軟組織（口腔粘膜）上に露出させることまでを1回で行う手術をいう。
- ・「2 2回法によるもの」の「イ 1次手術」とは、顎骨内に骨窩を形成してインプラント体を埋入して、アバットメントを連結せずに軟組織（口腔粘膜）を一次閉鎖する手術で、2回に分けて行われる手術の1回目に行われる手術をいう。
- ・「2 2回法によるもの」の「ロ 2次手術」とは、埋入したインプラント体周囲の骨組織の治癒を一定期間待った後、アバットメントを連結するインプラント体上部を露出させるために軟組織（口腔粘膜）の切除を行う手術で、2回に分けて行われる手術の2回目に行われる手術をいう。
- ・当該手術の保険医療材料料は別に算定する。

## 広範囲顎骨支持型補綴

### [告示]

- (1) 広範囲顎骨支持型装置埋入手術に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該補綴に係る補綴物の印象採得から装着までの一連の行為を行った場合に、補綴治療を着手した日において算定する。
- (2) 保険医療材料料は所定点数に含まれる。

### [通知]

- ・広範囲顎骨支持型補綴とは、区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術後から当該装置の上部に装着されるブリッジ形態又は床義歯形態の補綴物が装着されるまでの一連の治療をいう。
- ・「1 ブリッジ形態のもの」は、顎骨の欠損範囲に応じて算定する。
- ・当該補綴物がブリッジ形態及び床義歯形態の両方の形態を持ち合わせた補綴物である場合は、主たる形態のものに応じて「1 ブリッジ形態のもの」又は「2 床義歯形態のもの」により算定する。
- ・広範囲顎骨支持型装置埋入手術後、当該補綴に係る補綴物の印象採得から装着までの一連の行為については、当該技術料に含まれ、別に算定できない。